		日	号外	ページ
一二七五	公証人法第八条の規定により公証人の職務を行わせる件の一部を改正する件	三一		五
一二七六	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	三一		五
	○外務省			
一八一	カッサラ市給水緊急改善計画のための贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件	六		二
一八二	返納を命じた旅券を無効とする件	一〇		二
一八三	食糧援助に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一七		二
一八四	国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件	一八		三
一八五	先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件	一八		三
一八六	国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示	二〇		四
一八七	技術協力に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の協定の署名に関する件	二三		二
一八八	宇宙工学実験衛星（MUSES－C）計画に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極の有効期間の延長に関する書簡の交換に関する件	二三		四
一八九	紛失の届出により失効した旅券の告示	二三	104	三
一九〇	太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二六		二
	○財務省			
一五〇	分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件の一部を改正する件	二		二
一五一	財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件	一〇	95	三
一五二―一五八	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一一	96	二
一五九―一六一	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一一	96	八
一六二―一六四	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	一一	96	九
一六五―一六九	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	一二	97	二〇
一七〇	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	一二	97	二二
一七一	国債の発行等に関する省令第三条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	一二	97	二二
一七二―一七三	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	一二	97	二二
一七四	寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件	二〇		五
一七五―一七六	国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件	二七	110	五六
一七七	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件	二七	110	五八
一七八	関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年四月三十日までの輸入数量を告示する件	三一		五
一七九	平成二十三年度の初日から平成二十三年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件	三一		五
一八〇	平成二十三年度の初日から平成二十三年四月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件	三一		五
一八一	生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十三年度における発動基準数量を定める件	三一		五
一八二	生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十三年度における発動基準数量を定める件	三一		五
	九			
	○財務省、農林水産省			
一〇	株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件	二	特36	六〇
一一	〃	二七		五
	農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件	二七		五